

京都市告示第 317 号

京都市嵐山観光駐車場の指定管理者である財団法人京都市都市整備公社から、有料供用時間について次のとおり申請があったため、京都市観光駐車場条例第 3 条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

平成 22 年 12 月 9 日

京都市長 門川 大作

駐 車 場 名	期 間	変更有料 供用時間	現行有料 供用時間
京都市嵐山 観光駐車場	平成 22 年 12 月 10 日 から 平成 22 年 12 月 19 日 まで	午前 8 時から 午後 9 時まで	午前 8 時から 午後 5 時まで

(建設局土木管理部自転車政策課)